

「MagicConnect」ASP サービス契約約款

実施 2025年2月1日
NTT テクノクロス株式会社

第1章 総則

第1条 約款の適用

- 当社は、「MagicConnect」ASP サービス契約約款を定め、これにより本サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。
- 本約款は、当社、第3条（用語の定義）に規定する契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者、代理店に適用されます。

第2条 約款の変更

当社は、社会情勢その他合理的な理由により、本約款を変更する必要がある場合は、契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者、代理店の承諾を得ることなく本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合、当社は、オンライン通知または当社の選択する方法にて通知することとします。通知後、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の定義

用語	用語の定義
本サービス	当社がインターネット上で運用するサーバ設備を用いて契約者（申込者）に対し提供するVPNサービス。サーバ設備までの通信を暗号化し、安全性の高い通信を実現するサービス。
契約者（申込者）	当社と本約款に基づき、本サービス契約を締結した法人、公共機関。契約者（申込者）は、当社が送付するアカウント（ユーザ名）等を管理するアカウント管理者を一名指名する。
アカウント（ユーザ名）	本サービスを利用する際に必要なID。

アカウント管理者	契約者（申込者）によって指名され、当社が送付するアカウント（ユーザ名）等に関する管理を行う者。
利用者	本サービスを利用する者。
サーバ URL	その URL にアクセスすることで本サービスを利用できる。
自営端末設備	利用者が自己の責任で用意する本サービスを利用するための PC などの設備。
対象機器	VPN 接続先の PC あるいは仮想デスクトップ環境。
サーバ設備	本サービスを提供するために当社が運用する設備。サーバ機器、インターネットまで接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウェアからなる。
最初の契約期間	本サービスの提供を開始した日から本約款 第 3 章第 1 3 条（契約期間）に記述された契約満了までの期間。
延長契約期間	最初の契約期間満了後、自動的に延長された本約款 第 3 章第 1 4 条（契約の自動延長）に記述された契約の期間。
付加価値税相当額	品物やサービスの消費に際して課せられる税金の額。
代理店	当社が指定した本サービスの販売代理店。当社は、利用者に対し、料金支払い先として、代理店を指定することができる。
USB キー	本サービスを利用する際に必要な認証用 USB 型ハードウェア。

第 2 章 本サービス

第 4 条 本サービスの内容

- 1 本サービスは、当社がインターネット上で運用するサーバ設備を用いて契約者（申込者）に対し提供する VPN サービスです。本契約により、契約者（申込者）には、当社が運用するサーバ設備へインターネットを通じて接続し、VPN サービスを受ける権利が提供されます。
- 2 契約者（申込者）は、加入申し込み時に当社が発行するアカウント（ユーザ名）等を管理するアカウント管理者を指名します。
- 3 利用者は、アカウント管理者より案内される、対象機器用ソフトウェアと手元端末用ソフトウェアにアカウント（ユーザ名）及びパスワードを入力し、サーバ URL にアクセスすることにより、VPN サービスを利用できるようになります。VPN サービスの利用を終了する場合は、ソフトウェアを終了します。

第3章 契約

第5条 契約申込の方法

本サービス契約の申込みをするときは、契約者（申込者）はアカウント管理者を指定し、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第6条 本サービス契約申込の承諾

- 1 当社は、本サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。当社が契約者（申込者）に対し、提供開始日を記載した「MagicConnect」サービス提供開始通知書を提供し、契約者（申込者）に到達したことにより、本サービス契約は成立します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。当社の承諾をもって、本サービス契約が成立します。
 - （1） 予期せぬ事情により、新規に本サービス契約を提供することが技術上著しく困難になったとき。
 - （2） 本サービス契約の申込みをした法人が過去において本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。
 - （3） その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前項に従い、当社が本契約の申込みを承諾しない場合はその理由を、承諾を延期する場合はその理由と承諾時期見込みを、契約者（申込者）に通知します。
- 4 今後、当社が本サービス契約に基づき、契約者（申込者）に対して行う通知は、第12条（契約の単位）の基本契約の申込書に記載された契約者（申込者）の住所地に送付、あるいは、アカウント管理者のメールアドレスに送信されるものとし、これらの通知は当該発信をもって契約者（申込者）に到達したものとみなすものとします。

第7条 サービス提供開始通知書等の提供等

- 1 当社は、本サービス契約の申込みを承諾した場合は、提供開始日を記載した「MagicConnect」サービス提供開始通知書を提供します。
- 2 「MagicConnect」サービス提供開始通知書の送付にあわせて、本サービス利用キット（契約数分のアカウントとパスワードなど）を送付します。

第8条 アカウント管理者及び利用者への本約款の適用

契約者（申込者）は、アカウント管理者及び利用者が本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第9条 契約者（申込者）及びアカウント管理者の管理義務

- 1 契約者（申込者）及びアカウント管理者は、アカウント（ユーザ名）等が不正に利用されないよう、利用者の管理義務を含む管理責任を負うものとします。
- 2 契約者（申込者）及びアカウント管理者が前項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 契約者（申込者）及びアカウント管理者は、アカウント（ユーザ名）等が不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第10条 利用者の管理義務

- 1 利用者は、対象機器用ソフトウェア、手元端末用ソフトウェア、取扱説明書、サーバ URL、アカウント（ユーザ名）及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。
- 2 利用者は、アカウント（ユーザ名）に付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとするなど、パスワードが盗用されないよう十分な注意を払うこととします。また、VPN サービスの利用を終了する場合、第4条（本サービスの内容）3項に規定する手順を守ることとします。
- 3 利用者が第1項、第2項の義務を怠ったために契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 その他、利用者は、本約款及び本サービスの契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第11条 契約の種別

本サービスは、「法人／公共機関向け」のみとなります。それ以外の団体、個人の方のお申し込みはお断りしています。

第12条 契約の単位

契約は、本サービス申込み時に、別途規定する最小アカウント数以上の契約を締結する基本契約、および、基本契約締結後の任意の時期に、前記基本契約に任意数のアカウント追加を行う追

加契約から構成されます。前記基本契約と前記追加契約をあわせて、一つの契約単位とみなします。

第13条 契約期間

基本契約の「最初の契約期間(最小契約期間)」は、本サービスの提供を開始した日から起算します。満了日は、原則、提供開始日を含む月の翌月から1年後の月末の日とします。

追加契約の「最初の契約期間(最小契約期間)」は、追加契約に基づき本サービスの提供を開始した日から起算し、原則、基本契約の「最初の契約期間(最小契約期間)」の満了日までとなります。

ただし、追加契約に基づき本サービスの提供を開始した日を含む月が、「最初の契約期間(最小契約期間)」の満了日を含む月と同じ場合、原則、その追加契約の満了日は提供開始日を含む月の翌月から1年後の月末の日とします。

なお、追加契約に基づく本サービスの提供を開始した日が、基本契約の自動延長後の場合、上記の定めに準拠し、『基本契約の「最初の契約期間(最小契約期間)」の満了日』を「自動延長後の契約満了日」に読み替えるものとします。

第14条 契約の自動延長

「最初の契約期間」満了後の基本契約、追加契約は、第18条第1項に定める解約申込書が当該満了日の前月の月末日（以下、「解約申込期限」という。）までに当社に到達した場合を除き、1年を単位に自動更新されます。

この期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第15条 契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者（申込者）は、本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第16条 契約者（申込者）の地位の承継

相続又は法人／公共機関の合併により契約者（申込者）の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人／公共機関若しくは合併により設立された法人／公共機関は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第17条 契約者（申込者）の氏名、住所等の変更

- 1 契約者（申込者）は、その氏名、法人／公共機関名、部課名、電話番号、住所、アカウント管理者の氏名やメールアドレスに変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出なければならないものとします。
- 2 第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 当社は契約者（申込者）が第1項に定める通知を怠ったことにより、契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第18条 解約申込

- 1 契約者（申込者）は本契約について契約期間満了日をもって解約することができます。解約をするときは、契約期間満了日の解約申込期限までに、当社所定の解約申込書を、代理店販売の場合は代理店経由で、当社に提出していただく必要があります。
- 2 解約申込書が解約申込期限までに当社に到達しなかったときは、第14条の定めるところに従い取り扱うものとします。他方、解約申込書が解約申込期限までに到達したときは、当該の本サービス契約は契約期間満了日、もしくは、契約期間満了日以前の解約希望月末で解約されるものとし、契約者（申込者）は本サービスを受けることができなくなります。
- 3 本サービス契約が解約された場合でも、契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者は、本サービスを受けるに当たって当社から送付されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。
- 4 契約者（申込者）は、契約期間満了日のほか、それ以前の月末日をもって本契約を解約することも可能です。この場合、本条第1項及び第2項の定めは、当該契約者（申込者）が解約を希望する月末日の前月末日を解約申込期限として取り扱うものとします。なお、本条項の定めに基づき解約された場合であっても、すでにお支払いいただいた使用料（解約月後期間分に相当する使用料を含む）の払い戻しはありません。

第19条 対象機器用ソフトウェアと手元端末用ソフトウェアの使用

- 1 利用者は、「MagicConnect」ソフトウェアに同梱されている使用許諾契約書に従い、対象機器用ソフトウェアと手元端末用ソフトウェアの使用が許諾されます。
- 2 「MagicConnect」ソフトウェア使用許諾契約は、利用者がソフトウェアを自営端末設備にインストールした時点、もしくは手元端末用ソフトウェアにユーザ ID 及びパスワードを入力した時点で成立します。

- 3 利用者は、「MagicConnect」ソフトウェア使用許諾契約記載の各条項を遵守するものとします。
- 4 契約者（申込者）は、利用者が本サービスを利用する上において、本約款および「MagicConnect」ソフトウェア使用許諾契約記載の各条項を遵守することを当社に対し保証するものとします。

第20条 利用時間

本サービスを利用できる時間は、「常時」、とします。ただし、第6章第34条（本サービス提供の中止）に定める場合を除きます。

第21条 利用時間の測定と計算

本サービスに、月毎の利用時間の制限はありません。

第22条 利用に係る契約者（申込者）の義務

- 1 契約者（申込者）は、本約款に定める他の条項に加え、次の行為を行わないものとします。
 - （1）当社が本サービス提供のために運用するサーバ設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
 - （2）当社が本サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
 - （3）当社、および、本サービスの信用を毀損する行為。
 - （4）他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - （5）公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での本サービスの利用。
 - （6）本サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
 - （7）その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 契約者（申込者）は、アカウント管理者及び利用者にも、前項の禁止規定を遵守させるものとします。
- 3 契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者が、1項および2項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、契約者（申込者）は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第23条 当社が行う利用の停止

- 1 当社は、契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用停止等の措置を行うことができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。
 - (1) 契約者（申込者）が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 前号に定める事由のほか、契約者（申込者）（アカウント管理者又は利用者によってなされた行為を含む）が、この約款の規定に反する行為をしたとき
 - (3) 解散したとき
 - (4) 当社が発信した通知が宛先不明その他の理由で返信されるなど、契約者（申込者）の住所又はアカウント管理者の連絡先が知れないとき
 - (5) 契約者（申込者）が差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売・破産・民事再生又は会社更生その他法的整理手続の申立を受けたとき若しくは自ら申立をなしたとき、又は滞納処分を受けたとき
 - (6) 契約者（申込者）の経営状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社のサーバ設備に著しい支障を及ぼす利用又はそのおそれがあると当社が判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ代理店販売の場合は代理店に、以外の販売の場合は契約者（申込者）もしくはアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、第23条（当社が行う利用の停止）の規定により利用停止をされた契約者（申込者）が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。
- 2 当社は、契約者（申込者）が、第23条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないで、直ちに本サービス契約を解除することができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。
- 3 当社は、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ代理店販売の場合は代理店に、以外の販売の場合は契約者（申込者）にそのことを通知します。ただし、通知が何

らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から5日経過した時点で、本サービス契約は解除されるものとします。

第25条 本サービス上でのアプリケーション利用

- 1 利用者は、本サービス上でアプリケーションを利用することが当該アプリケーションプログラムのライセンス条項に違反しないことを良く確認のうえ、利用する義務を負います。
- 2 利用者は、利用者が当該アプリケーションを使用したことにより起因する対象プログラムライセンスに関わる如何なる問題に関しても、利用者単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第4章 料金等

第26条 料金の支払義務

契約者（申込者）は、本約款に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第27条 料金

- 1 料金には、初期費用（発行アカウントが USB キー付の場合はその USB キー代金を含む）、オプション工事費、使用料があります。なお、USB キーの保証期間は、サービス開始から1年とし、当該保証期間中に生じた故障等については、お客様責務による場合を除き、無償にて修理するものとします。お客様責務による USB キー故障に伴う再発行については所定の費用が発生いたします。
- 2 第12条（契約の単位）に規定する「基本契約」と「追加契約」のサービス提供開始月の使用料は、無償となります。

第28条 料金等の請求と支払い

- 1 第11条（契約の種別）に規定する「法人／公共機関向け」ASP サービスの基本契約と追加契約の初期費用、オプション工事費、最初の契約期間（最小契約期間）の年間使用料は、利用キット納品時に請求します。
- 2 第11条（契約の種別）に規定する「法人／公共機関向け」ASP サービスの最初の契約期間（最小契約期間）後の年間使用料は、延長契約期間の開始月に請求します。

- 3 第11条(契約の種別)に規定する「法人／公共機関向け」ASPサービスの契約者(申込者)は、請求書に記載する支払期日までに当社指定の支払方法により支払いを済ませることとします。なお、振込み手数料は、契約者(申込者)が負担するものとします。

第29条 支払い先の指定

当社は契約者(申込者)に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することがあります。この場合は、契約者(申込者)は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第30条 付加価値税等

契約者(申込者)は、請求書に記載の初期費用、オプション工事費、使用料に、付加価値税相当額を加算した額をお支払いいただくことになります。

第5章 割増金及び延滞利息

第31条 延滞利息

契約者(申込者)は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 運用保守

第32条 当社のサーバ設備運用義務

- 1 当社は、サーバ設備規模が、天災、戦争、その他の非常事態以外の利用時において、不足とにならないように努力します。
- 2 当社は、サーバ設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第33条 免責事項

- 1 利用者の自営端末設備からサーバ設備までのIPパケット伝送特性あるいはIPパケット伝送品質によっては本サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。
- 2 サーバ設備が、天災、戦争、その他の非常事態や当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、本サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、利用者が本サービスで行う通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。
- 4 利用環境のオペレーティングシステムやソフトウェアなどの仕様変更に起因して本サービスを利用できない、あるいは、機能が提供できないことがありますが、当社は一切責任を負いません。

第34条 本サービス提供の停止および中止

- 1 当社は、次の場合には、その本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社のサーバ設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、戦争、その他の非常事態により本サービスの提供が困難となったとき。
 - (3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、本サービスの提供が困難となったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止および中止するときは、あらかじめそのことをアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの停止および中止に基づき、契約者（申込者）が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第35条 責任の制限

- 1 当社は、第34条（本サービス提供の中止）に定める場合を除いて、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サ

サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、120 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者（申込者）の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する日割り計算したその本サービスに係る料金を損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、前項に定める金額以上の損害が契約者（申込者）、利用者等に発生した場合でも、前項に定める金額を越えて責任を負いません。

第 36 条 契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者の維持責任

契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者は、本サービスの提供に支障を与えないために、自営端末設備や自営電気通信設備が正常に稼動するように維持するものとします。

第 37 条 契約者（申込者）の切分責任

- 1 利用者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がなく、サーバ設備までの IP パケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に試験の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の試験により当社が設置したサーバ設備に故障がないと判定した場合において、契約者（申込者）の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者（申込者）にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に付加価値税相当額を加算した額とします。

第 7 章 雑則

第 38 条 他ネットワーク接続

本サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

第39条 アカウント管理者への通知

- 1 当社は、当社が必要と認めた事項はその旨を当社に登録されているメールアドレスを利用してアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 契約者（申込者）は、当社に登録されているアカウント管理者のメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく当社まで連絡するものとします。

第40条 準拠法

本サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第41条 紛争の解決

- 1 本サービス契約について契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者と当社の間で問題が生じたときは、契約者（申込者）と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。
- 2 協議による解決を図ることができない場合、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁によって解決されるものとし、使用する言語、法律は、日本語および日本国法とします。

第42条 反社会勢力の排除

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - (1)自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5)契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知及び催告を要せず即時に契約を解除することができるものとする。

(1)第1項の規定に違反したとき

(2)自ら又は第三者をして次に掲げるいずれかの行為をしたとき

①当社に対する暴力的な要求行為

②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他、①から④に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責めを負わないものとする。

第43条 契約者の当社に対する協力事項

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

(1)当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力、あるいは、初期化

(2)当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供

(3)その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

第44条 守秘義務

契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報（以下、「機密情報」という）を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

(1)知り得た時点で既に公知・公用となっている場合

- (2)知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3)知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4)自ら独自に開発した場合
- (5)正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場
- (6)法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合

特約 BCP あんしんサービスに係る特記事項

「MagicConnect」ASP サービス契約約款の定めに関わらず以下のとおりとする：

- 1 「基本契約」と「追加契約」のアカウント管理料は、サービス提供開始月から発生します。月の途中で開始したとしても日割りにはなりません。
- 2 基本契約と追加契約の初期費用、オプション費用、最初の契約期間（最小契約期間）のアカウント管理料は、利用キット納品時に請求します。
- 3 延長契約に係るアカウント管理料は、契約期間の満了月の翌月に請求します。
- 4 サービスの使用料は、契約期間の満了月の翌月に請求します。

改定履歴

- 2025年2月1日改定

改定理由：免責事項の追記、おまかせデスクトップに関する記述を削除

改定箇所：

第3条 用語の定義

第4条 本サービスの内容

第33条 免責事項

特約 おまかせデスクトップに係る特記事項

- 2024年4月1日改定

改定理由：解約期限を変更、当社が行う利用の停止の明瞭化、軽微な修正

改定箇所：

第6条 本サービス契約申込の承諾

第7条 サービス提供開始通知書等の提供等

第11条 契約の種別

第14条 契約の自動延長

- 第17条 契約者（申込者）の氏名、住所等の変更
- 第18条 解約申込
- 第19条 対象機器用ソフトウェアと手元端末用ソフトウェアの使用
- 第23条 当社が行う利用の停止

- 2024年2月1日改定

改定理由：

- 「本サービス」が指す対象を明確化
- 用語を「サーバ設備」に統一
- 使用許諾が成立するタイミングを追記
- 当社に対する協力事項の明確化および守秘義務について明記
- おまかせデスクトップに係る特記事項を追加

改定箇所：

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 本サービスの内容
- 第5条 契約申込の方法
- 第6条 本サービス契約申込の承諾
- 第7条 サービス提供開始通知書等の送付
- 第8条 アカウント管理者及び利用者への本約款の適用
- 第10条 利用者の管理義務
- 第11条 契約の種別
- 第12条 契約の単位
- 第13条 契約期間
- 第15条 契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第18条 解約申込
- 第19条 対象機器用ソフトウェアと手元端末用ソフトウェアの使用
- 第20条 利用時間
- 第21条 利用時間の測定と計算
- 第22条 利用に係る契約者（申込者）の義務
- 第23条 当社が行う利用の停止
- 第24条 当社が行う契約の解除
- 第25条 本サービス上でのアプリケーション利用
- 第32条 当社のサーバ設備運用義務
- 第33条 免責事項
- 第34条 本サービス提供の中止

第 3 5 条 責任の制限
第 3 6 条 契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者の維持責任
第 3 7 条 契約者（申込者）の切分責任
第 3 8 条 他ネットワーク接続
第 4 0 条 準拠法
第 4 1 条 紛争の解決
第 4 3 条 契約者の当社に対する協力事項
第 4 4 条 守秘義務
特約 おまかせデスクトップに係る特記事項

- 2023 年 7 月 10 日改定

改定理由：解約手順の明瞭化、禁止事項の表現を一般化

改定箇所：

第 1 8 条 解約申込
第 2 2 条 利用に係る契約者（申込者）の義務

- 2022 年 4 月 1 日改定

改定理由：手続きの簡便化のため延長契約期間に係る料金を一括請求へ改定

改定箇所：

第 1 3 条 契約期間
第 1 4 条 契約の自動延長
第 2 8 条 料金等の請求と支払い
第 3 9 条 アカウント管理者への通知
特約 BCP あんしんサービスに係る特記事項